

令和7年3月31日  
福 祉 局

## 「東京都若年被害女性等支援事業」に取り組む事業者を募集します

都は、様々な困難を抱えた若年女性に対して、公的機関と民間団体とが密接に連携し、アウトリーチからの相談支援、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」等を含めたアプローチを実施することにより、自立の推進に資することを目的として、「東京都若年被害女性等支援事業」を実施しています。

この度、本事業に取り組む事業者を募集しますので、お知らせします。

### 1 補助の内容

性暴力や虐待等の被害に遭った又は被害に遭うおそれのある、主に10代から20代の女性に対して、アウトリーチ支援・相談支援、自立支援、居場所の提供支援を行った場合、その経費の一部について、補助します。

#### (1) 補助対象事業者

年間を通じて若年女性の支援を行う社会福祉法人、特定非営利活動法人等

#### (2) 補助対象事業及び補助基準額

アウトリーチ支援・相談支援及び自立支援（必須事業）	24,407千円
居場所の提供に関する支援（任意事業）	20,626千円

※国庫補助金交付要綱の改正に伴い、変更となる場合があります。

#### (3) 補助対象期間

令和7年4月1日（火曜日）から令和8年3月31日（火曜日）まで

### 2 事業者の募集

#### (1) 申請方法

[福祉局ホームページ](#)の事業実施要綱、補助金交付要綱等、申請方法をご確認の上、申請書類をご提出ください。



#### (2) 申請締切

令和7年4月25日（金曜日）必着

#### (3) 補助事業者の決定

補助事業者は、都のヒアリング及び選考委員会による審査を経て、令和7年6月下旬頃に決定する予定です。

#### 【問合せ先】

福祉局子供・子育て支援部育成支援課

電話 03-5320-4132